

2019 年 5 月 20 日

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づく預金規定の改定について

経済・金融サービスのグローバル化が進み、マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策が、日本国内のみならず国際社会においても重大な課題とされる中、金融庁は、2018 年 2 月に、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、ガイドラインといいます）を策定・公表しました。

当行では、本ガイドラインに基づき、お客さまとのお取引に際し、お取引の内容や状況に応じて、お取引の目的やその他お客さまに関する情報等を窓口等で確認させていただく場合がございます。また、既にお取引のあるお客さまにおかれましては、お取引の内容や状況に応じて、お取引の目的やその他お客さまに関する情報等を、窓口や郵便等で、あらためて確認させていただく場合がございます。これらの確認に際しては、ご本人さま確認書類のほか、お取引の内容が確認できる各種資料等のご提示をお願いする場合がございます。

各種確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合や、当行が確認したお取引・資料の内容によっては、やむを得ず新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおかれましては、やむを得ず、口座の入出金等の一部のお取引を制限等させていただく場合がございます。

上記の変更にともない、2019 年 10 月 1 日より、預金規定を改定いたします。

1. 対象となる預金規定

※改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

流動性	普通預金規定 中京総合口座規定 当座勘定規定 貯蓄預金規定 納税準備預金規定 外貨普通預金規定 貯蓄型外貨普通預金規定
固定性	通知預金規定 定期預金共通規定 外貨定期預金規定 自動積立式定期預金規定 定期積金（スーパー積金）規定 財形積立式定期預金規定 財形年金預金規定 財形住宅預金規定

2. 流動性預金の主な改定内容

以下の条項を新設・追加します。

普通預金規定より（抜粋）

届出事項の変更、通帳の再発行等（一部追加・変更（下線部を追加・変更します））

- （１）通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、在留資格・在留期間その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。
- （２）、（３） 省略
- （４）預金口座開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。

取引等の制限（条項の新設）

- （１）当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （２）３年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （３）日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当行に届けた在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （４）前記（１）から（３）の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （５）前記（１）から（４）に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

解約等（一部追加・変更（下線部を追加・変更します））

- （１） 省略
- （２） 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①～② 省略
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。

④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

3. 固定性預金の主な改定内容

以下の条項を新設・追加します。

定期預金共通規定より（抜粋）

届出事項の変更、通帳の再発行等（一部追加・変更（下線部を追加・変更します））

- （1）通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、在留資格・在留期間その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。
- （2）～（4） 省略
- （5）預金口座開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。

以上